

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	高崎市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-6
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2018113000044/

執行機関名 高崎市長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年群馬県条例第22号)の規定による心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年群馬県条例第22号)の規定による心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年群馬県条例第22号)第1条 高崎市心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>○群馬県心身障害者扶養共済制度条例 第一条 この条例は、<u>心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡又は重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、群馬県心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。</u> ○高崎市心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付要綱 第1条 市長は、市の区域内に住所を有する心身障害者の福祉の向上を図るため、群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年群馬県条例第22号。以下「県条例」という。)に基づく群馬県心身障害者扶養共済制度に加入した者(以下「加入者」という。)が、県条例第8条第4項の規定により掛金の減額を受けた場合は、減額を受けている期間中、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>群馬県心身障害者扶養共済制度条例 群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 高崎市心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付要綱</p>